

令和 2 (2020) 年度

科学研究費助成事業

# 科研費

公募要領

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））

令和 2 (2020) 年 7 月 1 日

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

## はじめに

本公募要領は、令和2(2020)年度科学研究費助成事業－科研費－「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））」（以下「国際共同研究強化（A）」という。）の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等
- II 令和2(2020)年度公募に係る制度改善について
- III 公募の内容
- IV 応募する方へ
- V 既に採択されている方へ
- VI 研究機関の方へ
- VII 関連する留意事項等

により構成しています。

このうち、「III 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「IV 応募する方へ」、「V 既に採択されている方へ」及び「VI 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

なお、令和2(2020)年度公募における、主な変更点は次頁のとおりです。

- ・ 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。  
研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。
- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- ・ 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

## ＜令和 2 (2020) 年度における主な変更点等＞

- (1) 応募資格のうち、年齢制限について、従来の「36 歳以上 45 歳以下の者」としていたものを改め、「45 歳以下の者」としました。  
(10 頁、15 頁参照)
- (2) 昨年度公募（令和元(2019)年度公募）から研究計画調書における「研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更したことについて、変更の趣旨等が必ずしも十分に浸透しなかったことを踏まえ、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄において、適切な研究業績を応募者が選択し記載することが可能であることなど、変更等の趣旨を改めて明確にしました。（10～11 頁参照）
- (3) 科研費の審査は、科研費に採択された研究者の方々に支えられていますので、引き続き審査への積極的な協力をいただきたい旨について明記しました。（28 頁参照）
- (4) 代替要員を確保する等の支援体制の整備や、海外における柔軟な経費執行といった研究機関の御理解や御協力が不可欠なため、「Ⅵ 研究機関の方へ」に、留意事項を明記しました。（31 頁参照）

# 目 次

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| I   | 科学研究費助成事業－科研費－の概要等              | 1  |
| 1   | 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格            | 1  |
| 2   | 研究種目                            | 1  |
| 3   | 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係          | 2  |
| 4   | 科研費に関するルール                      | 2  |
|     | (1) 科研費の三つのルール                  | 2  |
|     | (2) 科研費の適正な使用                   | 3  |
|     | (3) 科研費の使用に当たっての留意点             | 3  |
|     | (4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い         | 3  |
|     | (5) 関係法令等に違反した場合の取扱い            | 4  |
| 5   | 「競争的資金の適正な執行に関する指針」等            | 4  |
|     | (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除            | 4  |
|     | (2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応         | 5  |
| 6   | 科研費により得た研究成果の発信について             | 7  |
| 7   | 研究者が遵守すべき行動規範について               | 8  |
| II  | 令和2(2020)年度公募に係る制度改善について        | 10 |
| III | 公募の内容                           | 15 |
| 1   | 公募する研究種目                        | 15 |
| 2   | 応募から交付までのスケジュール                 | 16 |
|     | (1) 応募書類提出期限までに行うべきこと           | 16 |
|     | (2) 応募書類提出後のスケジュール(予定)          | 17 |
| IV  | 応募する方へ                          | 18 |
| 1   | 応募の前に行うべきこと                     | 18 |
|     | (1) 応募資格の確認                     | 18 |
|     | (2) 研究者情報登録の確認(e-Rad)           | 19 |
|     | (3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの確認 | 19 |
| 2   | 重複制限の確認                         | 19 |
|     | (1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方         | 19 |
|     | (2) 重複応募・受給の制限                  | 20 |
|     | (3) その他の留意点                     | 20 |
|     | 別表 重複制限一覧表                      | 21 |
| 3   | 「基課題」と他の研究課題について                | 22 |
|     | (1) 「基課題」とできる研究課題について           | 22 |
|     | (2) 「基課題」や他の研究課題の研究遂行について       | 22 |
| 4   | 応募書類(研究計画調書)の作成・応募方法等           | 22 |
|     | (1) 研究計画調書の見直しについて              | 22 |
|     | (2) 研究計画調書の作成                   | 23 |
|     | (3) 電子申請システムを利用した応募             | 24 |
|     | 研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと           | 24 |
|     | ① 公募の対象とならない研究計画                | 24 |
|     | ② 研究組織                          | 25 |
|     | ③ 経費                            | 26 |
|     | ④ 審査を希望する分野の選定                  | 27 |

|                                                                                       |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ⑤ その他の留意点                                                                             | 27 |
| 5 研究倫理教育の受講等について                                                                      | 28 |
| 6 研究者情報の researchmap への登録について                                                         | 28 |
| 7 審査への協力について                                                                          | 28 |
| <b>V 既に採択されている方へ</b>                                                                  | 29 |
| 1 令和元(2019)年度以前に採択された研究課題の取扱いについて                                                     | 29 |
| 2 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている研究課題の取扱いについて                                                | 29 |
| 3 研究倫理教育の受講等について                                                                      | 29 |
| 4 令和2(2020)年度も継続している国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))の研究課題(以下「継続研究課題」という。)の当初の到達目標を既に達成した場合について | 29 |
| <b>VI 研究機関の方へ</b>                                                                     | 30 |
| 1 科研費制度の趣旨、目的の共有                                                                      | 30 |
| 2 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと                                                                | 30 |
| (1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続                                                             | 30 |
| (2) 所属する研究者の応募資格の確認                                                                   | 30 |
| (3) 研究者情報の登録(e-Rad)                                                                   | 31 |
| (4) 研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認                                                    | 32 |
| (5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出                       | 32 |
| (6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出                              | 32 |
| (7) 不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施                                                         | 33 |
| (8) 研究成果報告書の提出について                                                                    | 33 |
| (9) 公募要領の内容の周知                                                                        | 34 |
| 3 応募書類(研究計画調書)の提出に当たって確認すべきこと                                                         | 34 |
| (1) 応募資格の確認                                                                           | 34 |
| (2) 研究者情報登録の確認(e-Rad)                                                                 | 34 |
| (3) 研究代表者への確認                                                                         | 34 |
| (4) 応募書類の確認                                                                           | 34 |
| 4 応募書類(研究計画調書)の提出等                                                                    | 35 |
| <b>VII 関連する留意事項等</b>                                                                  | 37 |
| 1 『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について                                            | 37 |
| 2 研究設備・機器の共用促進について                                                                    | 38 |
| 3 「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)                                                       | 38 |
| 4 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力                                                              | 38 |
| 5 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて                                                             | 39 |
| 6 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて                                                              | 39 |
| 7 安全保障貿易管理について                                                                        | 40 |
| (参考1) 審査等                                                                             | 41 |
| 1 科研費の審査について                                                                          | 41 |
| 2 審査の方法等                                                                              | 42 |

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 3 審査結果の通知                                         | 42 |
| (参考2) 科学研究費補助金取扱規程                                | 43 |
| (参考3) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)<br>取扱要領 | 53 |
| 問合せ先等                                             | 61 |

## 【参考】

応募書類の様式（研究計画調書）等は別冊になりますので、『別冊「令和2(2020)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））（応募書類の様式・記入要領）」』を御覧ください。

※ 応募書類の様式（研究計画調書）等については、日本学術振興会ホームページ（以下URL参照）よりダウンロードできます。

URL : <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

# I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

## 1 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピアレビューにより、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



## 2 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

※令和2(2020)年7月現在

| 研究 種 目           | 研究 種 目 の 目 的 ・ 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 補助金・基金の別 |     |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|
| 科学研究費            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |          |     |
| 特別推進研究           | 新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究（3～5年間（真に必要な場合は最長7年間）2億円以上5億円まで（真に必要な場合は5億円を超える応募も可能））                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 補助金      |     |
| 新学術領域研究（研究領域提案型） | 多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる（5年間 1領域単年度当たり 1,000万円～3億円程度を原則とする）【令和2(2020)年度公募以降、継続研究領域の公募研究のみ公募】                                                                                                                                                                                                                                                              | 補助金      |     |
| 学術変革領域研究         | （A）多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究（5年間1研究領域単年度当たり 5,000万円以上3億円まで（真に必要な場合は3億円を超える応募も可能））<br>（B）次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（A）への展開などが期待される研究（3年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以下） | 補助金      |     |
| 基盤研究             | （S）一人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究<br>原則5年間 5,000万円以上 2億円以下<br>（A）（B）（C）一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究<br>（A） 3～5年間 2,000万円以上 5,000万円以下<br>（B） 3～5年間 500万円以上 2,000万円以下<br>（C） 3～5年間 500万円以下                                                                                                                                                                                                                                | （S）      | 補助金 |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | （A）      |     |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | （B）      |     |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | （C）      | 基金  |
| 挑戦的研究            | 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究<br>なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする<br>（開拓）3～6年間 500万円以上 2,000万円以下<br>（萌芽）2～3年間 500万円以下                                                                                                                                                                                                                                            | 基金       |     |
| 若手研究             | 【平成29年(2017)度公募まで】（A）（B）39歳以下の研究者が一人で行う研究<br>（A） 2～4年間 500万円以上 3,000万円以下<br>（B） 2～4年間 500万円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | （A）      | 補助金 |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | （B）      | 基金  |
|                  | 【平成30(2018)年度公募以降】博士の学位取得後8年未満の研究者（注）が一人で行う研究<br>なお、経過措置として39歳以下の博士の学位を未取得の研究者が一人で行う研究も対象<br>2～4年間 500万円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 基金       |     |

|            |                                                                                                                                                                                                                                              |     |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 研究活動スタート支援 | 研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が一人で行う研究<br>2年以内 単年度当たり150万円以下                                                                                                                                                                              | 基金  |
| 奨励研究       | 教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が一人で行う研究<br>1年間 10万円以上 100万円以下                                                                                                                                                                         | 補助金 |
| 特別研究促進費    | 緊急かつ重要な研究課題の助成                                                                                                                                                                                                                               | 基金  |
| 研究成果公開促進費  |                                                                                                                                                                                                                                              |     |
| 研究成果公開発表   | 学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成                                                                                                                                                                                                            | 補助金 |
| 国際情報発信強化   | 学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成                                                                                                                                                                                               |     |
| 学術図書       | 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成                                                                                                                                                                                                     |     |
| データベース     | 個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成                                                                                                                                                                                                     |     |
| 特別研究員奨励費   | 日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成<br>（3年以内（特別研究員・C P D（国際競争力強化研究員）は5年以内））                                                                                                                                                                    | 補助金 |
| 国際共同研究加速基金 |                                                                                                                                                                                                                                              |     |
| 国際共同研究強化   | （A）科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す（1,200万円以下）【平成30（2018）年度公募以降改称】<br>（B）複数の日本側研究者と海外の研究機関に所属する研究者との国際共同研究。学術研究の発展とともに、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化、国際的に活躍できる研究者の養成も目指す（3～6年間 2,000万円以下） | 基金  |
| 国際活動支援班    | 新学術領域研究における国際活動への支援（領域の設定期間 単年度当たり1,500万円以下）<br>【平成30（2018）年度公募以降、新学術領域研究の総括班に組み込んで公募】                                                                                                                                                       |     |
| 帰国発展研究     | 海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（3年以内 5,000万円以下）                                                                                                                                                                                                        |     |
| 特設分野研究基金   | 【平成31（2019）年度公募まで】最新の学術動向を踏まえ、基盤研究（B）、（C）に特設分野を設定（応募年度により応募可能な研究期間が異なる。）                                                                                                                                                                     | 基金  |

### 3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

科研費は、平成10（1998）年度までは、文部省（現文部科学省）において全ての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11（1999）年度から日本学術振興会への移管を進めています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われています。

※令和2（2020）年7月現在

| 研究種目                                                                                                                               | 公募・審査業務<br>(公募要領の作成主体、応募書類の提出先) | 交付業務<br>(交付内定・決定通知を行う主体、<br>交付申請書・各種手続書類等の提出先) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|
| 新学術領域研究、学術変革領域研究、<br>特別研究促進費、<br>国際共同研究加速基金（国際活動支援班）                                                                               | 文部科学省                           | 日本学術振興会                                        |
| 特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、<br>挑戦的研究、若手研究、<br>研究活動スタート支援、<br>奨励研究、研究成果公開促進費、<br>特別研究員奨励費、<br>国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、<br>帰国発展研究）、<br>特設分野研究基金 | 日本学術振興会                         | 日本学術振興会                                        |

### 4 科研費に関するルール

国際共同研究強化（A）は学術研究助成基金助成金が交付され、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（準用）、「学術研究助成基金の運用基本方針（文部科学大臣決定）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）」等の適用を受けるものです。

#### (1) 科研費の三つのルール

科研費には次の三つのルールがあります。



- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：審査（事前評価）・中間評価・事後評価・研究進捗評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の三つのルールは、次のように適用されます。

## 【科学研究費】

※令和2(2020)年7月現在

|                                                       | 応募ルール                  | 評価ルール                                    | 使用ルール                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>科研費（基金分）</b><br><br><b>国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））</b> | 日本学術振興会<br><br>公 募 要 領 | 日本学術振興会<br><br>科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程 | 日本学術振興会<br><b>【研究者向け】</b> 交付条件<br><b>【研究機関向け】</b> 科学研究費助成事業－科研費－国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））の使用について各研究機関が行うべき事務等 |

## (2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等で賄われていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務等（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

## (3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（基金分）は、採択後の研究期間全体を単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

なお、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の経路を経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

さらに、最終年度には、事前に研究期間の延長の承認を得ることにより、1年間補助事業期間を延長することができます。

※ 国際共同研究強化（A）においては、交付申請をした日から3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業期間を延長することができます。

## (4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

- ① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究期間終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

- ② 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

## (5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

## 5 「競争的資金の適正な執行に関する指針」等

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成29年6月22日改正））は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

### (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（下記注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

#### (注) 不合理な重複及び過度の集中の排除

##### 「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成29年6月22日改正））

#### 2. 不合理な重複・過度の集中の排除

##### (1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)）に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

## (2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

○「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。

- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
- ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的資金を受給すること
- ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的資金」については、令和2(2020)年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和元(2019)年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL : [https://www8.cao.go.jp/cstp/compfund/kyoukin\\_r1-2.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compfund/kyoukin_r1-2.pdf)

## ○交付しない期間の扱いについて

### 【不正使用、不正受給】

| 措置の対象者                                    | 不正使用の程度                   |                                | 交付しない期間                            |
|-------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者                | 1. 個人 の利益を得るための私的流用       |                                | 10年                                |
| II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者               | 2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外 | ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年                                 |
|                                           |                           | ② ①及び③以外のもの                    | 2～4年                               |
|                                           |                           | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年                                 |
| III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 | —                         |                                | 5年                                 |
| IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者   | —                         |                                | 善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年 |

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

## 【不正行為】

| 不正行為への関与に係る分類                                                              |                                        | 学術的・社会的影響度<br>行為の悪質度                            | 交付しない期間 |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------|---------|
| 不正行為に関与した者                                                                 | ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者  |                                                 | 10年     |
|                                                                            | イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア）」を除く）      | 当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者） | 5～7年    |
|                                                                            |                                        | 当該論文等の責任著者以外の者                                  | 2～3年    |
|                                                                            |                                        | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの     | 3～5年    |
|                                                                            | ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア）」を除く） |                                                 | 2～3年    |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者） |                                        | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの  | 2～3年    |
|                                                                            |                                        | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの     | 1～2年    |

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

- ② 他府省を含む他の競争的資金担当及び文部科学省所管の公募型研究資金担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続研究課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質度等を考慮しつつ、上記①、②と同様に取り扱います。

また、不正行為に関与したと認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても同様です。

- ④ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

各ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」  
URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」  
URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

(注) 不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
  - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
  - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
  - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、全て不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

## 6 科研費により得た研究成果の発信について

科研費における研究成果については、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載することにより、研究者や一般の方々にも知っていただくため、広く公開しています。

このことに加えて科研費においては、研究者による研究成果発表や研究成果広報活動などのアウトリーチ活動のために、研究成果発表のためのホームページ作成費用や研究成果広報用のパンフレット作成費用等にも直接経費を支弁することができることとしていますので、科研費により助成を受けた研究成果については、積極的に社会・国民への情報発信に努めてください。

また、最新の研究成果を、小・中学生や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラムの実施の支援も行っていますので、活用してください。

このほか、次のような取組についても、あらかじめ御留意ください。

### (1) 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。特に、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12K34567.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP12K34567 の助成を受けたものです。

### (2) 公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

### (3) 科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会（実施方針）

URL:[https://www.jsps.go.jp/data/open\\_access.pdf](https://www.jsps.go.jp/data/open_access.pdf)

#### 【参考1：「オープンアクセス化」とは】

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

#### 【参考2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバゴ）（※1）後（例えば6か月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC：Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

#### ※1「エンバゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

#### ※2「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

#### ※3「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

## 7 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版—」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

なお、交付申請時に、研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します（28頁参照）。

【日本学術会議 声明「科学者の行動規範－改訂版－」（平成 25（2013 年）年 1 月 25 日）より抜粋】

I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL:<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

※URL:<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

## Ⅱ 令和 2 (2020) 年度公募に係る制度改善について

令和 2 (2020) 年度公募においては、文部科学省及び日本学術振興会が令和元 (2019) 年 9 月に行った公募から、次の制度改善を行っています。

### <国際共同研究強化 (A) の新規の改善事項>

#### 1 応募資格における年齢制限の見直しについて

従来の本種目の応募資格者は、「基盤研究」又は「若手研究」の採択者で 36 歳以上 45 歳以下の者であり、平成 29 年度公募からは、36 歳未満であっても博士の学位取得後 5 年以上経過していれば応募できることとしていました。

本種目は国際共同研究を行うことでその研究を格段に発展させることを目的とし、その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指したものであること、また、「基盤研究」等の採択者であることを応募資格の要件としていること等から、より多くの採択者に応募機会を与えられるよう、本公募より下限の年齢制限は設けないこととしました。

上記の見直しの詳細については、以下の資料も参照してください。

○第 10 期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会資料

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/index.htm)

### <令和元 (2019) 年 9 月に行った公募から適用している事項>

#### 2 研究計画調書における研究業績の記載について

##### ○「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に研究業績を書くことができることを明確化

研究計画調書に記載する研究業績については、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するためのものであることを明確化するため、審議会等における議論を経て、平成 31 (2019) 年度公募から「研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更しました。

変更後の「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄においても、研究計画に対する研究遂行能力について説明するため、適切な研究業績を応募者が選択し記載することを想定し、審議会等における問題意識や基本的考え方等についても公募要領等において示していたところですが、一部において、当該変更により「研究業績を書けなくなった」「研究業績を書かなくてよかった」と誤って認識されるなど、変更の趣旨が十分に浸透していない点も見受けられました。

そのため、本公募要領等において変更の趣旨 (参考 1 参照) を改めて周知するとともに、研究計画調書上において、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄の留意事項 (参考 2 参照) として、論文を引用する場合の記載方法の例等を記載することで、研究計画に対する研究遂行能力について説明するため、適切な研究業績を応募者が選択し記載することができることをより明確にします。



## 参考１：科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等における議論の概要

(問題意識等)

- 「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態があるのではないか。
- 「研究業績」欄が、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」といった誤った認識を与えている可能性があるのではないか。
- 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認は必要だが、研究業績等の「書かせ方」については一考の余地がある。
- 科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。
- 「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載できるような配慮が必要。(単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭する必要がある。)
- 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めることが必要。

(研究計画調書の変更にあたっての基本的な考え方等)

- 科研費の審査は、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究課題を選定することとしている。
- 研究計画調書における研究業績の位置付けは、研究計画調書に記載された研究を遂行するに当たり、実行可能性を判断するためのもの。
- これらの趣旨を踏まえ、研究業績の取扱いについては、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するものであることを明確化する。

## 参考２：研究計画調書「４ 応募者の研究遂行能力及び研究環境」より抜粋

留意事項

1. 研究業績(論文、著書、産業財産権、招待講演等)は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。  
例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年(西暦)、著書の場合はその書誌情報、など。
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。
4. 本留意事項(斜体の文書)は、研究計画調書の作成時には削除すること。

(詳細は公募要領別冊を参照してください。)

## <参考（本公募に関わらない事項）>

### 3 重複制限の緩和について

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮し、「重複制限ルール」を設定しています。

この度、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会等における審議を踏まえ、若手研究者による金額規模のより大きな研究種目への挑戦機会の拡大や、より幅広い研究者層による挑戦的で優れた研究の促進を図るため、令和2(2020)年度公募において、以下の重複制限の緩和を行っています。

審議会等における検討の経緯については、次の資料も参照してください。

○第10期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（第3回）配付資料

- ・資料2-1「科研費改革の当面の取組について（令和2年度概算要求に向けた考え方等）（案）」
- ・資料2-2「科研費改革の当面の取組について（令和2年度概算要求に向けた考え方等）（案）【関連資料】」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/shiryo/1418448.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/shiryo/1418448.htm)

○日本学術振興会 科研費改革推進タスクフォースにおける議論のまとめ（改訂版）（平成31年3月15日）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2019/04/15/1415283\\_010.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2019/04/15/1415283_010.pdf)

### 若手研究者の挑戦機会の拡大

#### ○「若手研究（2回目）」と「基盤研究（S・A・B）」との重複応募制限の緩和

令和元(2019)年度予算の充実等により、若手研究者を主な対象とする「若手研究<sup>1</sup>」及び「研究活動スタート支援<sup>2</sup>」の抜本的な拡充等が図られ、優秀な若手研究者への支援が強化されました（「若手研究」の新規採択件数：平成30(2018)年度6,256件（採択率30.7%）→令和元(2019)年度7,831件（採択率40.0%））。

また、「若手研究（A）」の新規公募を平成29(2017)年度公募をもって停止したことに伴う影響を見ると、従来「若手研究（A）」に応募していた研究者層が一定程度、金額規模に近い「基盤研究（B）」へ移行する一方で、金額規模がより小さな「基盤研究（C）」への移行の傾向が強いことが確認されています。さらに、金額規模がより大きな「基盤研究（S・A）」への若手研究者による応募は、従前より、非常に少ないのが現状です。この要因として、若手研究者の研究ポストの不安定性等の我が国の研究環境が抱える課題を背景として、若手研究者が自らの研究を発展させるため、リスクを取って大規模な研究に挑戦することが困難な状況となっていることも一因と考えられます。

以上を踏まえ、研究の高度化や国際競争の激化が進む中で更なる研究力向上を図るためには、優秀な若手研究者に対して、より大規模な研究への挑戦を促すことが必要です。令和2(2020)年度公募において、次のとおり重複応募制限を緩和する制度改善を図ることで、「若手研究」の採択等を通じて一定の経験を積んだ若手研究者が、次のステップに進もうと、より大規模な研究への挑戦を望む際のリスク緩和を図り、若手研究者の挑戦機会を拡大します。

#### 「若手研究（2回目）（※）」と「基盤研究（S・A・B）」との重複応募制限の緩和

（※）令和2(2020)年度公募においては、「若手研究（1回目）」を受給中で本年度が研究計画の最終年度の者、又は過去（平成30(2018)年度以前）に1度「若手研究」を受給し終わった者のうち、「若手研究」の応募資格を満たす者が応募する「若手研究」。なお、「若手研究」には、「若手研究（S・A・B）」を含む。

（注）「若手研究（2回目）」と「基盤研究（S・A・B）」との重複受給はできません（両方採択された場合は「基盤研究（S・A・B）」を優先。）。

<sup>1</sup> 博士の学位取得後8年未満の研究者が一人で行う研究

<sup>2</sup> 研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が一人で行う研究

(参考) 令和元(2019)年度科研費における若手研究者の採択状況

若手研究者(39歳以下の研究者)による応募の採択率は、全体の採択率と比べて高い傾向にあります。

| 研究種目    |       | 応募件数   | 採択件数   | 採択率   |
|---------|-------|--------|--------|-------|
| 基盤研究(A) | 39歳以下 | 84     | 29     | 34.5% |
|         | 全体    | 2,412  | 605    | 25.1% |
| 基盤研究(B) | 39歳以下 | 1,368  | 473    | 34.6% |
|         | 全体    | 11,396 | 3,327  | 29.2% |
| 基盤研究(C) | 39歳以下 | 4,751  | 1,945  | 40.9% |
|         | 全体    | 45,758 | 12,918 | 28.2% |

## ○「研究活動スタート支援」と他研究種目との重複受給制限の緩和

「研究活動スタート支援」は、基盤研究等の毎年の公募(交付前年度の9月公募)に応募できなかった若手研究者等の研究活動のスタートを支援し、その後の研究への円滑なステップアップを促進する研究種目です。

「研究活動スタート支援」の採択者も、採択年度以降に公募する基盤研究等の科研費に応募することが可能ですが、採択された場合は、重複して受給できない(「研究活動スタート支援」の2年度目に当たる研究課題は交付されない)こととしていました。

「研究活動スタート支援」では、採択者に占める若手研究者(39歳以下の研究者)の比率が高いこと(平成30(2018)年度実績:約85%)や、「研究活動スタート支援」の当初計画に基づいて研究を継続させることがより効果的な研究実施に資するとの観点から、令和2(2020)年度公募において、次のとおり重複受給制限を緩和する制度改善を図ることで、新しい柔軟な発想を持った採用直後の若手研究者等の一層の挑戦を促します。

### 「研究活動スタート支援」と他研究種目との重複受給制限の緩和

- ・令和元(2019)年度以前に「研究活動スタート支援」に採択され、令和2(2020)年度も当該研究課題が継続する者が、令和2(2020)年度公募において基盤研究等に応募し採択された場合、重複して受給が可能です。

## 挑戦的な研究の促進

## ○「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」との重複応募、受給制限の緩和

「挑戦的研究」は、学術に変革をもたらす大胆な挑戦を促すため、従来の「挑戦的萌芽研究」を発展させ、より長期的かつ大規模な支援を可能とする研究種目として平成29(2017)年度公募から創設されました。

「挑戦的研究(開拓)」については、基盤研究と重複して応募する場合、従来「基盤研究(S・A)」との重複のみが認められていたことや、採択率が約10%程度と基盤研究等と比較して相当厳選されていたことなどに起因し、比較的シニア層の応募・採択が多い傾向が確認されていました。

そこで、新興・融合領域の開拓を一層強化する観点から、令和2(2020)年度公募において、次のとおり重複応募、受給制限を緩和する制度改善を図ることで、より幅広い研究者層の挑戦的で優れた研究を促進します。

### 「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」との重複応募、受給制限の緩和

- ・従来、「基盤研究(B)」と「挑戦的研究」との重複応募については、「挑戦的研究(萌芽)」のみが認められていたところ、令和2(2020)年度公募からは「挑戦的研究(開拓)」との重複応募、重複受給も可能です。
- ・なお、「挑戦的研究(開拓)」については、令和2(2020)年度から基金化されました。

## 4 学術変革領域研究の創設について

令和2(2020)年度公募から、新たに、次代の学術の担い手となる研究者の参画を得つつ、多様な研究グループの有機的な連携の下、様々な視点から、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導することなどを目的とする研究種目「学術変革領域研究」を創設します。

(創設の背景)

平成20(2008)年度に創設した「新学術領域研究(研究領域提案型)」は、関連の研究領域の研究者を幅広く巻き込んだグループ研究を支援し、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域を発展させることを目的として、これまでの12年間で約250領域を採択しました。

グループ研究を支援する本研究種目は、研究領域を通じた異分野の研究者との議論による新たなアイデアの創出、新たな課題・テーマに対し、分野を超えて体系的に取り組む体制の構築、研究領域に若手研究者を参画させることによる研究分野の活性化や、人材育成など、研究種目としての成果を上げているという認識の下、より一層の成果を上げるために、

- ・研究当初から大規模な研究領域の形成を行う研究者の支援に加え、小規模・少人数でより挑戦的かつ萌芽的な研究に短期的に取り組む、その成果を踏まえて大規模な領域研究に取り組む研究者を支援することが必要。
- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導する研究領域を創成するためには、関係する幅広い研究者の参画を一層促すことが必要。
- ・我が国の研究力向上のため、中期的な視点から10年後に新興・融合領域を先導することを期待し、次代の学術の担い手となる研究者の参画を一層促すことが必要。

といった点から、「学術変革領域研究」を新たに創設します。

(研究種目の概要)

新たな研究種目の名称は「学術変革領域研究」とし、次代の学術の担い手となる研究者(45歳以下の研究者<sup>3</sup>)の積極的な参画により、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる研究領域の創成を目指すものであることを本研究種目の目的とします。また、助成金額や研究期間等に応じて、「学術変革領域研究(A)」と「学術変革領域研究(B)」の二つの区分を設置します。

「学術変革領域研究(A)」は、新学術領域研究(研究領域提案型)の後継となる区分であり、学問分野に新たな変革や転換をもたらす、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指すもの、又は当該学問分野の強い先端的な部分の発展・飛躍的な展開を目指すものを対象とします。また、研究領域の今後の発展を見据え、多様な研究者の参画を促すために公募研究を充実させるとともに、若手研究者育成の充実を図ります。

「学術変革領域研究(B)」は、より挑戦的かつ萌芽的な研究に小規模・少人数で短期的に取り組む、将来の「学術変革領域研究(A)」への展開が期待されるものとし、学問分野に新たな変革や転換をもたらす、既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指すものを対象として、新たに設けます。また、研究領域の中期的な発展を見据え、グループ研究を先導し、マネジメント能力を育成するために、領域代表者は次代の学術の担い手となる研究者とします。

<sup>3</sup> 交付年度の4月1日現在の年齢。令和2(2020)年度公募では、令和2(2020)年4月1日現在で45歳以下の研究者。

### Ⅲ 公募の内容

#### 1 公募する研究種目

##### 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（Ａ））

##### 〔学術研究助成基金助成金〕

- ア) 趣 旨 本事業は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ（※）、優れた研究成果を上げることが目的とするものです。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指しています。  
※現在実施している研究計画が一定程度の成果を上げており、国際共同研究を行うことでその研究計画を更に発展させるものだけでなく、開始したばかりの研究計画であっても、国際共同研究と並行して実施することで相互補完的にその研究計画を発展させるものも含まれます。
- イ) 対 象 下記の応募資格を全て満たす対象者が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とし、留学等単なる海外派遣を推進するものではありません。
- ウ) 応募資格 ① 令和2(2020)年4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題（以下、「基課題」という。）の研究代表者  
② 令和2(2020)年4月1日現在で45歳以下の者（昭和49(1974)年4月2日以降に生まれた者）。
- エ) 応募総額 1,200万円以下（1,200万円の範囲内で「渡航費・滞在費」「研究費」「代替要員確保のための経費」の各経費を計上することができます。）  
※採択研究課題の応募額を最大限尊重した配分を行う予定です。
- オ) 渡航期間 6ヶ月以上とし、6ヶ月から1年を原則としますが、採択研究課題の研究期間の範囲内において1年を超えて渡航する計画も可能です。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能です。
- カ) 研究期間 渡航先や所属機関との調整・準備を終了し、令和4(2022)年3月31日までに交付申請を行い、交付申請を行った年度の翌年度中までに渡航を開始する必要があります。  
なお、交付申請後から経費を執行することができます（交付内定以降、直ちに経費を執行することはできません）。また、基課題の終了年度にかかわらず、交付申請した年度から起算して3年目の年度末まで経費を執行することができます。

#### <留意事項>

- ① 令和4(2022)年3月31日までに渡航計画の決定及び交付申請を行うことができない場合（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴い交付申請を留保する場合を除く。）には、交付申請を辞退する必要があります。
- ② 本公募より、応募資格のうち、年齢制限について、従来の「36歳以上45歳以下の者」としていたものを改め、「45歳以下の者」としました。詳細は10頁を参照してください。
- ③ 応募時に渡航先としていた外国機関は原則として変更できません。そのため、交付内定後又は交付決定後にやむを得ず渡航先を変更せざるを得ない場合には、あらかじめ日本学術振興会の承認を得なければなりません。
- ④ 応募の時点において、「海外特別研究員事業」に採用（採用内定を含む。）されている者等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されている者は応募できません。こうした他の補助事業や委託事業等を実施又は実施を予定している場合には、応募に当たって本事業との関係に御留意ください。

- ⑤ 採択された場合には、帰国後に日本学術振興会が行うフォローアップ調査へ御協力いただきます。

## 2 応募から交付までのスケジュール

### (1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

| 日 時                            | 研究代表者が行う手続<br>(詳細は、「IV 応募する方へ」を参照)                                                                                                                                                                                           | 研究機関が行う手続<br>(詳細は、「VI 研究機関の方へ」を参照)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2(2020)年<br>7月1日公募開始         | <p>①応募書類を作成<br/>(研究機関から付与された<br/>e-RadのID・パスワードにより、<br/>科研費電子申請システム(以下「電<br/>子申請システム」という。)にアク<br/>セスし作成)</p> <p>↓</p> <p>②所属する研究機関に応募書類を提出<br/>(送信)<br/>(当該研究機関が設定する提出(送<br/>信)期限までに提出(送信))</p> <p>↓</p> <p>④応募書類の提出(送信)</p> | <p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>①e-Rad運用担当からe-Radの研究機関用のID・パスワードを取得(既に取得済の場合を除く)<br/>※ID・パスワードの発行に2週間程度必要。</p> <p>②研究代表者のe-Radの登録情報の変更</p> <p>③・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出</p> <p>・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出</p> <p>※平成31(2019)年4月以降に、別途、両チェックリストを提出している場合は、改めて提出する必要はありません。</p> <p>④応募書類の提出(送信)</p> |
| 9月3日(木)<br>午後4時30分<br>提出期限(厳守) |                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

注1) 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出(送信) (「研究代表者が行う手続」②) した後、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出(送信) (「研究機関が行う手続」④) しなければなりません。  
 ついては、研究代表者は「応募書類の作成・応募方法等」(22頁～27頁)等を確認するとともに、研究機関が指定する応募手続等(研究機関内における応募書類の提出期限等)について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注2) 研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、e-Radに研究者情報が登録されていなければなりません。e-Radへの登録は研究機関が行うこととしていますので、応募を予定している者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

注3) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出しなければなりません(「研究機関が行う手続」③)。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

また、令和元(2019)年度中に両チェックリストを未提出の機関で、令和2(2020)年4月1日以降に両チェックリストを提出する場合には、令和2(2020)年度様式で提出してください。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

交付内定を受けた後、渡航計画が決定した場合には、令和4(2022)年3月31日までを期限として随時交付申請を行うことができます。

| 国際共同研究強化（A）                |          |  |
|----------------------------|----------|--|
| 令和2(2020)年10月～令和3(2021)年1月 | 審査       |  |
| 2月中旬                       | 交付内定※1   |  |
| 2月下旬                       | 審査結果開示   |  |
| 令和4(2022)年3月31日まで          | 交付申請（随時） |  |
| 交付申請後                      | 交付決定（随時） |  |
| 交付決定後                      | 送金※2     |  |

※1 応募状況によっては、交付内定の時期が遅くなる可能性があります。

※2 総額が300万円以上であっても、一括して送金します。

## Ⅳ 応募する方へ

### 1 応募の前に行うべきこと

応募の前に行うべきことは、

- (1) 応募資格の確認
- (2) 研究者情報登録の確認 (e-Rad)
- (3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの確認

の3点です。

#### (1) 応募資格の確認

国際共同研究強化(A)は、既に採択されている基課題の研究計画を格段に発展させるものです。そのため、今回の国際共同研究強化(A)への応募に当たっては、科研費の応募資格及び国際共同研究強化(A)の応募資格を全て満たす必要があります。

なお、複数の研究機関において科研費応募資格を有する場合には、いずれかの研究機関から応募してください。基課題を管理している研究機関と異なる研究機関からの応募も可能です。

#### 【科研費応募資格】

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

##### <要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例：大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合を除く。)

(注) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件(30頁参照)

##### <要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和2(2020)年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

#### 【国際共同研究強化(A) 応募資格】

- ① 令和2(2020)年4月1日現在で「基盤研究(海外学術調査を除く)」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題の研究代表者
- ② 令和2(2020)年4月1日現在で45歳以下の者(昭和49(1974)年4月2日以降に生まれた者)

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者に当たり、不正使用、不正受給又は不正行為を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

また、国際共同研究強化(A)への応募資格を満たす場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。



- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上、採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

国際共同研究強化（Ａ）では、６ヶ月以上の渡航が必要となることから、研究代表者が本来研究機関の職務として行うべき業務を代替する者を確保するための経費（代替要員確保のための経費）を計上することが可能です。渡航中の職務の代替方法等について、応募時点で調整が完了している必要はありませんが、円滑な渡航が可能となるよう、あらかじめ所属する研究機関と調整してください。

複数の研究機関に所属する場合など、国際共同研究強化（Ａ）に応募する研究機関以外（以下、「その他研究機関等」という。）でも職務を有しており、海外渡航によって当該職務の遂行が難しくなる場合には、その他研究機関等とも海外渡航の開始までに十分に調整を行ってください。

なお、その他研究機関等において代替要員確保のための経費が必要となる場合には、応募する研究機関（経費の管理を行う機関）に費用を請求し、経費を支出することは可能です。

## （２） 研究者情報登録の確認（e-Rad）

今回国際共同研究強化（Ａ）に応募しようとする研究代表者は、所属する研究機関から日本学術振興会への応募書類の提出（送信）時に応募資格を有する者であって、かつ e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていなければなりません。

そのため、まず、e-Rad への登録内容の確認を行う必要があります。

e-Rad への登録は、所属する研究機関が手続を行うため、研究代表者は、所属する研究機関が行う研究機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等の手続について確認してください（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

## （３） 電子申請システムを利用するための ID・パスワードの確認

所属する研究機関が e-Rad への研究者情報登録を完了すると、e-Rad の ID・パスワードが発行されます。応募に当たっては、e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成してください。

なお、一度付与された ID・パスワードについては、研究機関を異動しても使用可能です。また、ログイン ID・パスワードは、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理を行ってください。

# 2 重複制限の確認

**科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。**

## （１） 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「応募区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、応募に当たっては、以下の記述と21頁に示す「重複制限一覧表」を十分確認してください。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（4頁参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分に注意してください。

## (2) 重複応募・受給の制限

応募に当たっては、「重複制限一覧表」（21頁）の他、以下の点に留意してください。

- ① 一人の研究者が研究代表者として国際共同研究強化（A）に応募できるのは、1研究課題です。「基課題」となりうる課題を複数持つ場合でも同様です。
- ② 国際共同研究強化（A）の研究課題と国際共同研究強化（B）以外の研究種目との間には、重複制限は課されません（基課題と他の研究種目との間には、重複制限が課されます。）。
- ③ 国際共同研究強化（A）に採択された場合には、既に採択されている「基課題」と重複して研究を実施することができます。
- ④ 一人の研究者が国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）及び国際共同研究強化（A）を受給できるのは1回です（ここでいう「受給」とは交付決定を受けることをいいます。）。令和元（2019）年度に国際共同研究強化（A）に採択された場合は、渡航先や所属機関との調整が済んでおらず、交付申請を行っていない場合であっても、令和2（2020）年度に国際共同研究強化（A）に応募することは認められません。

## (3) その他の留意点

- ① 重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなるよう」十分留意してください。あわせて、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容にも十分留意してください。
- ② 電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ③ 科研費と他の競争的資金制度との間には重複制限は設けていませんが、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容に十分留意してください。また、15頁に記載のとおり、「海外特別研究員事業」等の国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されていないかどうか、併せて留意してください。

## 別表 重複制限一覧表

### 国際共同研究加速基金と国際共同研究強化(A)の重複制限

| <div>乙欄</div> <div>甲欄</div> |    |     | 国際共同研究強化 A |
|-----------------------------|----|-----|------------|
|                             |    |     | 新規         |
|                             |    |     | 代表者        |
| 国際共同研究強化                    | 継続 | 代表者 | ▲          |
| 国際共同研究強化 A                  | 新規 | 代表者 | ×          |
|                             | 継続 | 代表者 | ▲          |
| 国際共同研究強化 B                  | 新規 | 代表者 | ×          |
|                             |    | 分担者 |            |
|                             | 継続 | 代表者 | ×          |
|                             |    | 分担者 |            |

※令和 2 (2020) 年度国際共同研究強化 (B) に研究代表者として応募している場合、国際共同研究強化 (A) には応募できません。

※国際共同研究強化 (A) に応募し採択された場合、重複して今後公募予定の国際共同研究強化 (B) に研究代表者として応募することはできません。

空欄: 双方の研究課題とも応募できる

×: 一つの研究課題にのみ応募できる(甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない)

▲: 乙欄の研究課題に応募できない(甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する)

### 3 「基課題」と他の研究課題について

#### (1) 「基課題」とできる研究課題について

「基課題」とできるのは、「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」の研究課題のうち、令和2（2020）年4月1日現在で採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題です。

なお、産前産後の休暇又は育児休業により補助事業期間延長承認を受けて令和2（2020）年度も研究を継続中の研究課題や、産前産後の休暇、育児休業又は海外における研究滞在等により中断中で（補助金種目の継続課題で、令和2（2020）年度は産前産後の休暇、育児休業又は海外における研究滞在等により交付申請を留保している場合を含む。）研究を再開する予定のある研究課題も含まれます。

#### ※「基課題」とできない研究課題

- ・令和元（2019）年度が研究期間の最終年度の研究課題で、繰越承認（補助金種目又は一部基金種目の場合。）又は補助事業期間延長承認（一部基金種目又は基金種目の場合。産前産後の休暇、育児休業又は海外における研究滞在等による場合を除く。）を受けて令和2（2020）年度も研究を継続中の研究課題
- ・研究計画最終年度前年度応募により特別推進研究又は基盤研究（S）に採択された最終年度の研究課題
- ・重複受給制限等の理由により交付申請を辞退又は廃止した（廃止予定の）研究課題
- ・令和2（2020）年度以前に採択された研究課題のうち、交付申請を留保している研究課題（補助金種目の継続課題で、令和2（2020）年度は産前産後の休暇、育児休業又は海外における研究滞在等により交付申請を留保している場合は除く。）
- ・令和2（2020）年度に新規採択された基盤研究（S）の研究課題

#### (2) 「基課題」や他の研究課題の研究遂行について

「基課題」や科研費の他の研究課題について、研究代表者が渡航する場合であっても、研究代表者の責任の下、研究分担者等が研究を実施し、研究の遂行が可能な場合には、引き続き研究を継続することができます。

### 4 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

応募に必要な書類は研究計画調書です。研究計画調書は、「Web入力項目」と「添付ファイル項目」の二つで構成されます。

研究代表者は、「Web入力項目」を入力するとともに、別途作成する「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

#### (1) 研究計画調書の見直しについて

研究計画調書については、審査システム改革の中で、平成30（2018）年度公募（平成29（2017）年9月）から見直しを図っており、基盤研究等においては平成31（2019）年度公募（平成30（2018）年9月）から研究業績欄における業績等の記載方法について見直しを行ったところです。

国際共同研究強化（A）においても、令和元（2019）年度公募（令和元（2019）年7月）から次のとおり研究計画調書の変更等を行いましたので、研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分確認してください。

- ・国際共同研究強化（A）の趣旨を踏まえ、研究計画調書の構成を見直すとともに、各欄で記述すべき内容を明確にする。
- ・研究計画調書における「研究代表者の研究業績」欄について、評定要素に合わせ、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更する。

なお、「研究代表者及び研究分担者の研究業績」欄の見直しに関する科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等における議論の概要は次のとおりです。

(参考) 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等における議論の概要

(問題意識等)

- 「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態があるのではないかな。
- 「研究業績」欄が、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないかな。」といった誤った認識を与えている可能性があるのではないかな。
- 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認は必要だが、研究業績等の「書かせ方」については一考の余地がある。
- 科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。
- 「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載できるような配慮が必要。(単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭する必要がある。)
- 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めることが必要。

(研究計画調書の変更に当たっての基本的な考え方等)

- 科研費の審査は、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究課題を選定することとしている。
- 研究計画調書における研究業績の位置付けは、研究計画調書に記載された研究を遂行するに当たり、実行可能性を判断するためのもの。
- これらの趣旨を踏まえ、研究業績の取扱いについては、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するものであることを明確化する。

## (2) 研究計画調書の作成

応募に当たっては、e-Rad の I D ・ パスワードにより電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

### 研究計画調書について

研究計画調書は次の二つから構成されます。

**Web 入力項目** : 研究代表者が電子申請システムにより、Web 上で入力する部分

**添付ファイル項目** : 「国際共同研究の概要及び意義・必要性など」、「国際共同研究の研究目的、研究方法など」等、研究計画の内容に係る部分の様式を日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (URL: <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) から取得し、電子申請システムにアップロードして研究計画調書 (PDF ファイル) を作成してください (紙媒体による応募は受理しません。)。

| 研究種目等        | 研究計画調書                                                |                 |                                             |
|--------------|-------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------|
|              | W e b 入力項目<br>(前半)                                    | 添付ファイル項目<br>の様式 | W e b 入力項目<br>(後半)                          |
| 国際共同研究強化 (A) | 電子申請システムに入力<br>(研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等) | S - 6 1         | 電子申請システムに入力<br>(研究経費と各経費の説明、研究費の応募・受入等の状況等) |

※「添付ファイル項目」の様式は e-Rad の I D ・パスワードの取得前でも日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (URL: <https://www.jps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) から取得することができます。

### (3) 電子申請システムを利用した応募

- ① 「令和 2 (2020) 年度研究計画調書 (国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A))) 作成・記入要領」及び「令和 2 (2020) 年度研究計画調書 (国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A))) (W e b 入力項目) 作成・入力要領」に基づき、「W e b 入力項目」を入力するとともに、別途作成した「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして、研究計画調書 (P D F ファイル) を作成してください。
- ② 研究計画調書は**モノクロ (グレースケール) 印刷**を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては注意してください。
- ③ 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出します。  
そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出 (送信) してください (直接、日本学術振興会へ提出 (送信) することはできません。)。  
なお、提出 (送信) に当たっては、作成した研究計画調書 (P D F ファイル) の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください (所属する研究機関に研究計画調書 (P D F ファイル) を提出したことになります。)。また、研究機関により承認処理が行われた研究計画調書 (P D F ファイル) については修正等を行うことはできません。
- ④ 研究計画調書に含まれる個人情報、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務のために利用 (データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。) するほか、e-Rad に提供します (e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、e-Rad 経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることがあります。)。  
なお、採択された研究課題に関する情報 (研究課題名・研究代表者氏名・所属研究機関名・交付予定額・研究期間等) については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」 (平成 1 3 年法律第 1 4 0 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース (K A K E N) 等により公開します。  
これらの情報の取扱い (利用・提供・公開) について、十分御理解の上、研究者及び研究機関は応募手続 (③を含む) を行ってください。

### 研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと

作成に当たっては、次の点について、内容に問題がないか確認してください。

#### ① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究経費の額が10万円未満の研究計画

## ② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は（下記1）参照）、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者（26頁2）参照）とともに研究組織を構成することができます。

なお、研究代表者は、応募時点において、次の要件を満たしていることが所属する研究機関（下記枠内（注）参照）において確認されており、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要ですが、研究協力者は、必ずしも e-Rad に登録されている必要はありません。

### <要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

（注）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

（参考）研究機関が満たさなければならない要件（30頁参照）

### <要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として国際共同研究強化（A）に応募することは認められません。

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者に当たり、不正使用、不正受給又は不正行為を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

また、研究者が、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退させる場合があります。
- ・ 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

## 1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。（注）

(注) 研究代表者は、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めていること、研究代表者を交替することも認めていません。

イ 研究代表者は、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和 2 (2020) 年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

## 2) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

イ 研究協力者は、必ずしも e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

例えば、以下のような者も研究協力者として参画することができます。

ポストドクター、大学院生、リサーチアシスタント (RA)、日本学術振興会特別研究員 (DC 及び受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関において応募要件を満たさない S PD・PD・RPD・CPD)、海外の研究機関に所属する研究者 (海外の共同研究者)、科学研究費補助金取扱規程第 2 条に基づく指定を受けていない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者 等

## ③ 経費について次の要件を満たしていること。

### 1) 対象となる経費 (直接経費)

研究計画の遂行に必要な経費 (研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。) を対象とします。

国際共同研究強化 (A) では、「設備備品費」、「消耗品費」、「旅費」、「人件費・謝金」、「その他」のそれぞれについて、「渡航費・滞在費」、「研究費」、「代替要員確保のための経費 (注)」に分類します。日本国内で行う研究活動に必要な経費を含むことは差し支えありませんが、国際共同研究強化 (A) は研究代表者が一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とするものであることに留意し、研究計画の遂行に必要な経費を計上してください。

なお、各経費の支出に当たっては、所属研究機関の規程に従って支出することとなるため、所属研究機関の規程を確認の上、規程に従って計上してください。特に、「渡航費・滞在費」及び「代替要員確保のための経費」を計上する際は、必要に応じて所属研究機関の事務担当者で調整してください。

※ 「研究費」、「代替要員確保のための経費」が 600 万円を超える場合、及び、国内で使用する設備を購入する場合には、その必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

### 【対象となる経費 (直接経費)】

|                  | 物品費<br>(設備備品費・<br>消耗品費) | 旅費 | 人件費・謝金 | その他 |
|------------------|-------------------------|----|--------|-----|
| 渡航費・滞在費          |                         | ○  |        | ○   |
| 研究費              | ○                       | ○  | ○      | ○   |
| 代替要員確保の<br>ための経費 | ○                       | ○  | ○      | ○   |

※ 応募時に代替要員確保のための経費について記載をすることになっていますが、この時点で確実な計画になっている必要はありません。

(注) 代替要員確保のための経費とは、主に「研究代表者が本来研究機関の職務として行うべき業務を代替する者を確保するための経費」を指します。(人件費・謝金が主たる経費となります。)



また、研究代表者が円滑に渡航するため、諸事情により代替することができない業務がある場合には、その代わりに必要となる「当該業務を研究代表者が渡航先において行うための経費」について、「代替要員確保のための経費」の物品費（設備備品費・消耗品費）として計上することもできます。例えば、以下のような経費が支出可能です。

- ・研究代表者が担当する講義等の非常勤講師等に係る給与
  - ・研究代表者が担当する講義等の非常勤講師を招へいするための謝金・旅費
  - ・研究代表者不在時の教育研究や学内委員会等の業務を他の教員が負担する場合、当該教員に生じる業務負担を支援するT A やR A、非常勤事務職員等の経費
  - ・研究代表者が渡航先から学生指導等を行うための設備等の経費 等
- また、例えば、以下のような経費は支出できません。

- ・代替要員が研究代表者の代替で行う講義の準備等で使用するパソコン、机、イス等の経費
- ・代替要員が研究代表者の代替で行う講義で使用する教材、消耗品等の経費
- ・代替要員が入試業務や広報活動等、他の用務で出張する際の旅費
- ・代替要員が研究協力者として基課題に参画する場合の当該代替要員（研究協力者）に支払う謝金 等

※ 国又は独立行政法人等が行う補助事業や委託事業等を研究代表者が実施又は実施を予定している場合であっても、それら事業の代替要員確保のための経費は支出できませんので、御注意ください。

## 2) 基課題との区別

国際共同研究強化（A）の研究課題と基課題等、他の科研費による研究課題は別の補助事業となりますので、それぞれの経費を区分して、国際共同研究強化（A）の研究計画の遂行に必要な経費のみを計上してください。

国際共同研究強化（A）の直接経費から、基課題等、他の科研費による研究課題に係る経費は支出できませんので、特に国内で使用する経費については注意してください。

## 3) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ウ 研究代表者の人件費・謝金
- エ その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

（注）研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30％に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。今回、公募を行う研究種目には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

## ④ 応募に際して、次のとおり審査希望分野を選択すること。

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、次の10分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選択してください。

| 審査希望分野 | 総合系          | 人文社会系         | 理工系                  | 生物系                  |
|--------|--------------|---------------|----------------------|----------------------|
|        | ①情報学<br>②環境学 | ③人文学<br>④社会科学 | ⑤数物系科学<br>⑥化学<br>⑦工学 | ⑧生物学<br>⑨農学<br>⑩医歯薬学 |

注）基課題において、上記10分野以外の細目又は審査区分を選択している場合にも、国際共同研究強化（A）において審査を希望する分野を10分野の中から1つ選択してください。

⑤ 国際共同研究の意義や必要性等について、専門分野のみならず多角的な視点から審査が行われることに留意して研究計画調書を作成すること。

## 5 研究倫理教育の受講等について

科研費により行われる研究活動に参画する研究代表者は、令和2(2020)年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育等に関し、以下の点をあらかじめ行うことが必要であり、交付申請時に研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等について十分に確認をしてください。

- ・交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・交付申請前までに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

## 6 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。

また、科研費の審査において、researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしますので、researchmap への研究者情報の登録をお願いします。なお、審査において researchmap の掲載情報を参照するに当たっては、researchmap に登録されている「研究者番号」により検索を行いますので、researchmap へ研究者情報を登録する際には、必ず「研究者番号」を登録してください。

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構

知識基盤情報部サービス支援センター（researchmap 担当）

Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

電話による問合せ：03-5214-8490

（受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00）

## 7 審査への協力について

科研費の応募研究課題の審査は、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムを採っており、毎年7,000名以上の研究者が審査委員として御協力くださることにより成り立っています。ピアレビューは、研究者コミュニティの自律性の基礎となるものであって、学術研究の質を保証し向上させる上で重要な役割を担っています。また、様々な種類の研究資金がある中で、研究者同士が「建設的相互批判の精神」にのっとり、純粋に研究の学術的価値に基づき審査を行う科研費の審査制度は、我が国の学術研究を将来にわたって支える上で不可欠であると言っても過言ではありません。

そのため、日本学術振興会においては、公正で優れた審査委員を選考するため、科研費に採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報を「審査委員候補者データベース（登録者数約126,000名（令和元(2019)年度））」に登録し、当該データベースを活用して審査委員を選考しています。

科研費に採択された研究代表者は、研究遂行を通じて自身の研究を一層発展させることはもとより、学術振興のため名誉と責任あるピアレビューアーの役割を担うことも期待されています。また、審査委員としての経験は、学術的視野を更に広げることにもつながります。今後、日本学術振興会及び文部科学省から審査に関する依頼があった場合には、積極的な御協力をお願いします。

なお、「審査委員候補者データベース」に登録している情報を常に最新に保つため、データベースの情報の更新依頼を、所属研究機関を通じて毎年行っています（4月予定）ので、更新についても御協力いただくようよろしくお願いします。

## V 既に採択されている方へ

### 1. 令和元(2019)年度以前に採択された研究課題の取扱いについて

一人の研究者が国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）及び国際共同研究強化（A）を受給できるのは1回限りのため、令和元(2019)年度以前に国際共同研究強化（A）又は国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）に採択され、交付申請を行って交付決定を受けている研究代表者は、今後国際共同研究強化（A）に応募できません。なお、令和元(2019)年度に国際共同研究強化（A）に採択されて交付申請を行っていない研究課題であっても、応募書類の提出は必要ありません。

### 2. 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている研究課題の取扱いについて

新規研究課題と同様、研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

### 3. 研究倫理教育の受講等について

令和元(2019)年度以前に国際共同研究強化（A）又は国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）に採択された研究代表者は、基課題の実施にあたり研究倫理教育の受講等を行うこととしていますので、国際共同研究強化（A）又は国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の研究課題の実施のために改めて研究倫理教育の受講等を行う必要はありません。

### 4. 令和2(2020)年度も継続している国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(B)）の研究課題（以下「継続研究課題」という。）の当初の到達目標を既に達成した場合について

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合は、令和2(2020)年8月13日（木）（必着）までに当該研究課題の補助事業完了届及び完了理由書（別冊 応募書類の様式・記入要領参照）を提出した上で、国際共同研究強化（A）に応募することができます。

なお、理由書の内容について、新たな応募研究課題の審査において不適切と判断された場合には、応募された新たな研究課題は審査の対象外となり、この場合であっても、既に完了した継続研究課題の翌年度以降の科研費の交付を求めることはできませんので注意してください。

## VI 研究機関の方へ

### 1 科研費制度の趣旨、目的の共有

科研費は、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援するものです。

応募研究課題の審査に当たっては、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムを採っており、毎年7,000名以上の研究者の協力により支えられています（（参考1）審査等「1 科研費の審査について」参照）。

科研費の審査においては、平成30（2018）年度助成から新たな審査方式を導入するなどの改善を図る一方で、近年、科研費のニーズの高まりを受けて応募件数が10万件を超えており、応募件数の増加に伴って、審査委員として御協力いただいている研究者の審査負担も増加しています。今後、仮に審査負担が更に増加して研究者への負担が過度になってしまうと、研究者の教育研究への影響や審査の質の低下も懸念されます。また、応募件数の増加については、昨今、一部研究機関において、科研費への応募を組織の目標としていることもその一因になっていると考えられます。本来、科研費の応募は研究者の発意に基づいて行われるものであり、各研究機関において科研費に応募させることを目的化することは望ましくありません。

各研究機関におかれては、科研費制度の趣旨、目的を研究機関内で改めて共有してください。

### 2 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと

#### (1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続

研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。

ここでいう「研究機関」として、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条では、

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関（注）

という4類型が定められています。

（注）1)から3)に該当しない機関が、研究機関となるためには、まず、文部科学大臣の指定を受ける必要がありますので、事前に文部科学省研究振興局学術研究助成課に御相談ください。

また、文部科学大臣の指定を受け、既に研究機関として認められている機関が、次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

また、所属する研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、次の要件を満たさなければなりませんので御留意ください。

<要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

#### (2) 所属する研究者の応募資格の確認

今回の国際共同研究強化（A）に応募しようとする研究者は、科研費の応募資格及び国際共同研究強化（A）の応募資格を全て満たすことが必要ですので、研究機関において十分に確認をしていただく必要があります。

### 科研費に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募資格（18頁参照）

- ① 応募時点において所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること
- ＜要件＞
- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）
- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和2（2020）年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

### 国際共同研究強化（A）に応募しようとする研究者が満たさなければならない応募資格（18頁参照）

- ① 令和2（2020）年4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題の研究代表者
- ② 令和2（2020）年4月1日現在で45歳以下の者（昭和49（1974）年4月2日以降に生まれた者）

また、交付申請時に、以下の点について研究機関において実施していただく予定ですので、応募に当たっても留意してください。

- ・当該研究者の海外研究機関への一定期間の渡航を可能とする代替措置等の環境を整備すること
- ・当該研究者の海外での科研費の使用についての管理を行うこと
- ・当該研究者が、「海外特別研究員事業」等の国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されていない者であることを確認すること

なお、本種目は、一定期間海外の研究機関等において海外共同研究者と共同で行う研究計画を前提としていることから、本種目の効果を最大化するためには、代替要員を確保する等の支援体制の整備や、海外における柔軟な経費執行といった点で、研究機関の御理解や御協力が不可欠です。各研究機関におかれては、本種目の趣旨等を御理解の上、引き続き積極的な御協力をお願いします。

また、日本学術振興会において、国際共同研究強化（A）に採択され渡航した研究者を対象にアンケートを実施しましたので、以下の資料も参考にしてください。

- ・第10期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（第10回）資料 別紙7別添「国際共同研究強化（A）による研究実態等調査（意見交換及びアンケート）」  
[https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt\\_gakjokik-000007580\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_gakjokik-000007580_01.pdf)

### (3) 研究者情報の登録（e-Rad）

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続を行うこととしています（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

具体的な登録方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル（研究機関事務代表者用、研究機関事務分担者用）」を確認してください。

なお、e-Radによる研究者情報の登録については、登録期間（期限）を設けていませんので、随時可能となっています。

ただし、応募書類提出期限より後に研究計画調書の提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続の一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

#### (4) 研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認

研究者が科研費に応募するには、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして手続を行う必要があるため、研究者はe-RadのID・パスワードを保有していなければなりません。

このため、研究機関は、応募を予定している研究者について、その有無を確認する必要があります。

※1 ログインID、パスワードの付与の際には、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理をするよう研究者に周知してください。

※2 一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しても使用可能です。

※3 e-Radの操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

#### (5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）（以下「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要がある、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「体制整備等自己評価チェックリスト」という。）により報告しなければなりません。

このため、「令和2（2020）年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和2（2020）年度も科研費の研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の研究機関」は、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく令和2年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について」

（URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)）の提出方法や様式等に基づき、**「体制整備等自己評価チェックリスト」をe-Radを利用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出する必要があります。平成31（2019）年4月以降において提出していない場合は、令和2（2020）年9月3日（木）までに提出してください**（平成31（2019）年4月以降に、別途、「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。）。

令和2（2020）年4月1日以降に「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出する場合には、令和2（2020）年度の様式で提出してください。

なお、**「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。**

（注）e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

＜問合せ先＞

（公的研究費ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: [kenkyuhi@mext.go.jp](mailto:kenkyuhi@mext.go.jp)

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

（e-Radへの研究機関登録について）

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-066-877（ナビダイヤル）

受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

（e-Radの利用可能時間帯）

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

#### (6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（以下「不正行為ガイドライン」という。）の内容を遵守する必要がある、「不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出しなければなりません。

このため、「令和2(2020)年度科研費の新規研究課題に応募する研究代表者が所属する予定の研究機関」及び「令和2(2020)年度も科研費の研究課題を継続する研究代表者が所属する予定の研究機関」は、文部科学省ホームページ「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(令和2年度版)の提出について(依頼)」

(URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1415332\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1415332_00001.htm))の提出方法や様式等に基づき、「研究不正行為チェックリスト」をe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に提出する必要があります。平成31(2019)年4月以降において提出していない場合は、令和2(2020)年9月3日(木)までに提出してください(平成31(2019)年4月以降に、別途、「研究不正行為チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。)

令和2(2020)年4月1日以降に「研究不正行為チェックリスト」を提出する場合には、令和2(2020)年度様式で提出してください。

なお、「研究不正行為チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

(注) e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

#### <問合せ先>

(不正行為ガイドラインの様式・提出等について)

※公的研究費ガイドラインの問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室

e-mail: [kiban@mext.go.jp](mailto:kiban@mext.go.jp)

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

(e-Radへの研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話: 0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間: 9:00~18:00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

(e-Radの利用可能時間帯)

(月~日) 0:00~24:00 (24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにあらかじめお知らせします。

### (7) 不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施

新規研究課題の研究代表者については交付申請前までに、以下のことを行う必要があります。

- ・自ら研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)等)の通読・履修をすること、又は、「不正行為ガイドライン」を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること。
- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範ー改訂版ー」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得ー」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること。

そのため、各研究機関におかれては、「不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施していただくとともに、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について周知してください。

### (8) 研究成果報告書の提出について

研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、以下のとおり取り扱うことがありますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

- ・研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

### (9) 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように周知をお願いします。

なお、公募要領については、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (URL: <https://www.jspso.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) で御覧いただけますので、御利用ください。

## 3 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと

研究計画調書については、それぞれの研究機関ごとに内容を確認し、日本学術振興会へ提出することとしています。その際、次の点には特に注意してください。

### (1) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める要件（18頁参照）を満たす者であるとともに、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているか確認してください。

なお、その際、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和2（2020）年度に科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

### (2) 研究者情報登録の確認（e-Rad）

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続を行うこととしています。

既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要がありますので、十分確認してください。

### (3) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める「Ⅲ 公募の内容」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

### (4) 応募書類の確認

応募書類が、所定の様式と同一規格であるか確認してください。特に、添付ファイル項目については、総頁数だけでなく、各欄の指示書きで指定されている頁数と同一であるかも確認してください。下表の事例のように、総頁数が異なる事例1はもちろんのこと、総頁数が同一でも、各欄において指定されている頁数とは異なる項目がある事例2も同一規格とはみなされませんので、十分確認してください。

|        | 各欄の頁数                  |                       |                     |                     |                      | 総頁数 |
|--------|------------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|-----|
|        | 「国際共同研究の概要及び意義・必要性など」欄 | 「国際共同研究の研究目的、研究方法など」欄 | 「海外共同研究者の役割及び準備状況」欄 | 「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄 | 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄 |     |
| 正しい頁数  | 3頁                     | 3頁                    | 2頁                  | 2頁                  | 1頁                   | 11頁 |
| 誤った事例1 | 3頁                     | 2頁                    | 2頁                  | 2頁                  | 1頁                   | 10頁 |
| 誤った事例2 | 2頁                     | 3頁                    | 3頁                  | 2頁                  | 1頁                   | 11頁 |



なお、研究計画調書の様式等は次のとおりです。

| 研究種目等       | 研究計画調書                                                                |                 |                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------|
|             | Web入力項目<br>(前半)                                                       | 添付ファイル項目<br>の様式 | Web入力項目<br>(後半)                                         |
| 国際共同研究強化（A） | 電子申請システム<br>に入力<br>(研究課題名、応募額等<br>応募研究課題に係る基本<br>データ、研究組織に係る<br>データ等) | S-61            | 電子申請システム<br>に入力<br>(研究経費と各経費の<br>説明、研究費の応募・<br>受入等の状況等) |

#### 4 応募書類（研究計画調書）の提出等

- (1) e-Rad の ID ・ パスワードにより電子申請システムにアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDFファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- (2) 内容等に不備のない全ての研究計画調書（PDFファイル）について承認処理を行ってください（日本学術振興会に研究計画調書（PDFファイル）を提出（送信）したことになります。）。なお、研究機関により承認処理が行われた研究計画調書（PDFファイル）については修正等を行うことはできません。

##### 【研究計画調書の提出（送信）期限】

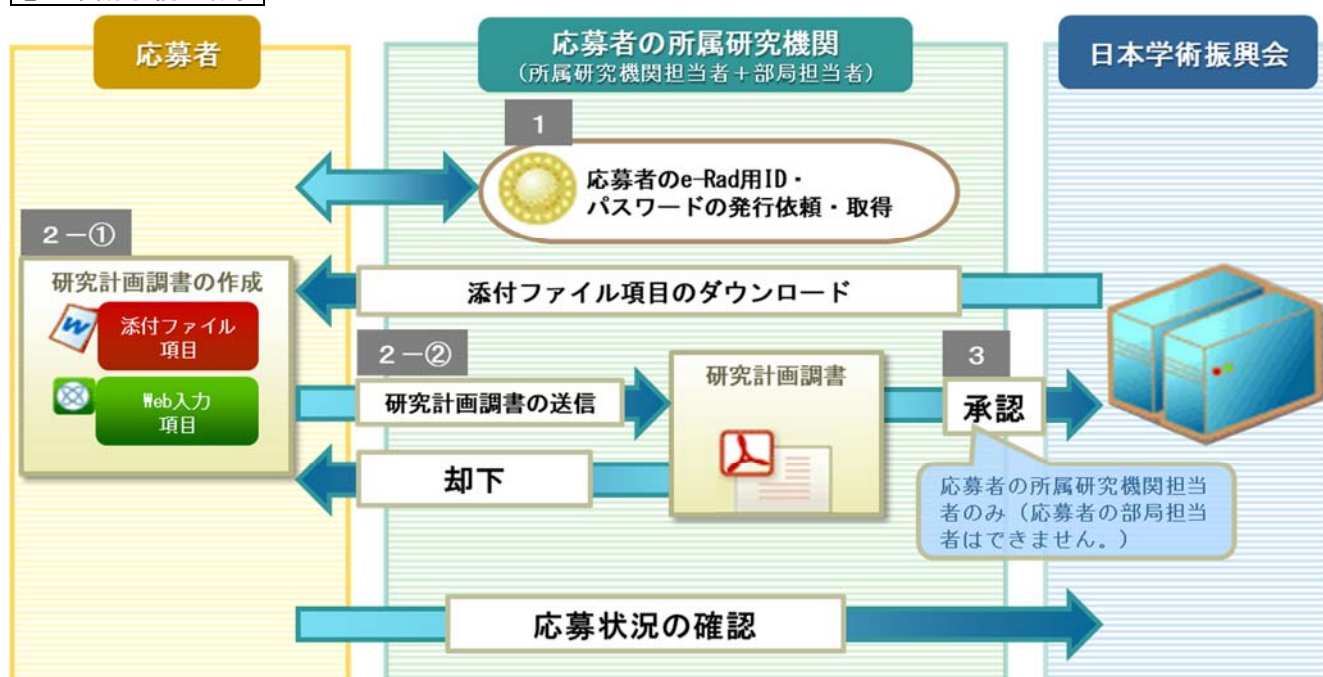
**令和2(2020)年9月3日（木）午後4時30分（厳守）**

※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出（送信）された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

※応募書類の提出（送信）後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

- (3) e-Rad で使用する ID ・ パスワードは個人を確認するものであることから、その取扱い、管理についても十分留意の上、応募の手続を行ってください。なお、電子申請手続の概要は以下のとおりですが、動作環境、操作方法などの詳細は、電子申請システムの「操作手引」  
(URL:[https://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei\\_ka.html](https://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei_ka.html)) を参照してください。

##### 電子申請手続の概要



【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 1 応募者の所属研究機関担当者は、応募者の e-Rad の登録情報を確認する。

【応募者（研究代表者）】

- 2-① 応募者は受領した ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、「Web 入力項目」を入力、「添付ファイル項目」をアップロードすることで、研究計画調書（PDF ファイル）を作成する。
- 2-② 応募者は、作成した研究計画調書（PDF ファイル）に不備がなければ、完了・提出操作を行うことで所属研究機関担当者に研究計画調書（PDF ファイル）を提出（送信）したことになる。

【応募者（研究代表者）の所属する研究機関の担当者】

- 3 応募者の所属研究機関担当者が研究計画調書（PDF ファイル）を承認することで日本学術振興会に提出（送信）される。  
なお、応募者の提出した研究計画調書（PDF ファイル）の不備又はその他の事由により承認しない場合は、却下し応募者に修正を依頼する。

## Ⅶ 関連する留意事項等

### 1 『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下、「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費にかかる個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

| 区分              | プラットフォーム名                  | 中核機関                               | 支援機能                                                                  |
|-----------------|----------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 先端技術基盤支援プログラム   | 先端バイオイメーシング支援プラットフォーム (*)  | 自然科学研究機構生理学研究所<br>自然科学研究機構基礎生物学研究所 | 光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援                               |
|                 | 先端モデル動物支援プラットフォーム (*)      | 東京大学医科学研究所                         | モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援                              |
|                 | 先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム (*)    | 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所                | 先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、高度情報解析） |
| 研究基盤リソース支援プログラム | 地域研究に関する学術写真・動画資料情報の統合と高度化 | 人間文化研究機構国立民族学博物館                   | 地域研究画像デジタルライブラリ                                                       |
|                 | 短寿命 RI 供給プラットフォーム          | 大阪大学核物理研究センター                      | 研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給                                              |
|                 | コホート・生体試料支援プラットフォーム (*)    | 東京大学医科学研究所                         | コホートによるバイオリソース支援、プレインリソース整備と活用支援、生体試料による支援                            |

また、上記\*印の四つのプラットフォームに対しては、四つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集を御参照ください。

URL：[https://www.next.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1367903.htm](https://www.next.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1367903.htm)

## 2 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提として、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を定めて運用することが求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、当該競争的研究費におけるルール範囲内において、当該研究課題の実施に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

URL:[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm)

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）

URL:[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

○競争的資金における使用ルール等の統一について

（平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

URL:<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouuru.pdf>

## 3 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

平成22(2010)年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日 科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）の中間・事後評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

## 4 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL:<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を四つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL:<https://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

## 5 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト（Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology）は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成24（2012）年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点としてIBBPセンター（URL:<http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>）が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBPで保管可能な生物遺伝資源は、増殖（増幅）や凍結保存が可能なサンプル（植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの）で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

<問合せ先>

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局

電話：0564-59-5930, 5931

## 6 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、科研費で開発したバイオリソース（NBRPで対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託<sup>※</sup>いただき、NBRPにおける収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRPで既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。

寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点 代表機関一覧

URL: <https://nbrp.jp/center/center.jsp>

<問合せ先>

国立研究開発法人日本医療研究開発機構基盤研究事業部バイオバンク課

電話：03-6870-2228

## 7 安全保障貿易管理について

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

そのため、研究機関が科学研究費助成事業による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

<参考> 大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm)

安全保障貿易管理の詳細・問合せ先については、下記を御覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

URL:<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

<問合せ先等>

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

FAX：03-3501-0996

## （参考 1） 審査等

### 1 科研費の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、以下の点に留意して審査を行っています。

科学研究費助成事業（科研費）は、我が国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」にのっとり行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」にのっとり審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

## 2 審査の方法等

国際共同研究強化（A）の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われ、提出された研究計画調書は返却しません。

「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（以下「審査及び評価に関する規程」という。））の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）で確認してください。

（令和2（2020）年度の国際共同研究強化（A）に係る「審査及び評価に関する規程」については、8月下旬頃に本会ホームページにおいて公開する予定です。）

※ 審査においてはresearchmap及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとします（28頁参照）。

## 3 審査結果の通知

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します（2月中旬予定。応募状況によっては、通知の時期が遅くなる可能性があります。）。
- ② 採択されなかった場合は、審査結果の開示を希望する者には、審査希望分野におけるおおよその順位を電子申請システムにより開示します（2月下旬）。



## (参考2) 科学研究費補助金取扱規程

(昭和四十年文部省告示第百十号)

改正 昭 43 文告 309・昭 56 文告 159・昭 60 文告 127・昭 61 文告 156・平 10 文告 35・  
平 11 文告 114・平 12 文告 181・平 13 文科告 72・平 13 文科告 133・  
平 14 文科告 123・平 15 文科告 149・平 16 文科告 68・平 16 文科告 134・  
平 17 文科告 1・平 18 文科告 37・平 19 文科告 45・平 20 文科告 64・  
平 22 文科告 177・平 23 文科告 93・平 24 文科告 143・平 25 文科告 31・  
平 28 文科告 73・平成 30 文科告 54

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

**第一条** 科学研究費補助金の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第二条** この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
- 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 三 高等専門学校
- 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他

の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

- 3 この規程において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 4 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第一項第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

**第三条** 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）

- 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

- 2 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号。以下「振興会法」という。）第十五条第一号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

**第四条** 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この

条において同じ。)が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間

三 法第二条第三項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち交付決定取消事業において法第十一条第一項の規定に違反した者（前二号に該当する者を除く。） 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上二年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間

四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降五年間

五 科学研究費補助金による事業において不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間

2 前条の規定にかかわらず、振興会法第十八条第一項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 基金助成金の不正使用を行つた者

二 基金助成金の不正使用を共謀した者

三 振興会法第十七条第二項の規定により準用される法第十一条第一項の規定に違反した補助事業者（前二号に該当する者を除く）

四 偽りその他不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他

不正の手段の使用を共謀した者

五 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者

3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 特定給付金の不正使用を行つた者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

4 前条の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があつたと認定された者が行う事業については、当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、科学研究費補助金を交付しない。

（補助金の交付申請者）

**第五条** 第三条第一項第一号及び第二号に係る科学研究費補助金（同条第二項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

**第六条** 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により

文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

**第七条** 文部科学大臣は、前条第一項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

**第八条** 前条第一項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行ない、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

**第九条** 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更（文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

**第十条** 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

**第十一条** 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備

等」という。)がある場合にあっては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

- 3 第一項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第十二条** 文部科学大臣は、前条第一項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行なう調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

**第十三条** 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第六条第一項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第三条第二項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第七条第一項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

**第十四条** 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後五年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

**第十五条** 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

**第十六条** 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

**第十七条** 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

**第十八条** 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

**第十九条** 第三条第一項第三号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

**第二十条** この規程に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

**附 則**

この規程は、昭和四十年四月一日から実施する。

**附 則** （昭和四三年十一月三〇日 文部省告示第三〇九号）

この規程は、昭和四十三年十一月三十日から実施する。

**附 則** （昭和五六年一〇月一五 日 文部省告示第一五九号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** （昭和六〇年十一月二日 文部省告示第一二七号）

この告示は、昭和六十年十一月二日から施行し、昭和六十年度分以後の補助金について適用する。

**附 則** （昭和六一年一二月二五 日 文部省告示第一五六号）

この告示は、昭和六十一年十二月二十五日から施行し、昭和六十一年度以降の補助金について適用する。

**附 則** （平成一〇年三月一九 日 文部省告示第三五号）

この告示は、平成十年三月十九日から施行し、平成九年度以降の補助金について適用する。

**附 則** （平成一一年五月一七 日 文部省告示第一一四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用する。

**附 則** （平成一二年一二月一 日 文部省告示第一八一号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則** （平成一三年四月一九 日 文部科学省告示第七二号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

**附 則** （平成一三年八月二 日 文部科学省告示第一三三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第二条第三号の規定による研究機関である法人及び同条第四号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第二条第四号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

**附 則** （平成一四年六月二八 日 文部科学省告示第一二三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十四年度以降の補助金について適用する。



**附 則** （平成一五年九月一二日文部科学省告示第一四九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定、第五条第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに第六条第二項の改正規定は、平成十五年十月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項の規定は、法第十八条第一項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

**附 則** （平成一六年四月一日文部科学省告示第六八号）

- 1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項第三号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

**附 則** （平成一七年一月二四日文部科学省告示第一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第四項及び第五項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

**附 則** （平成一八年三月二七日文部科学省告示第三七号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一九年三月三〇日文部科学省告示第四五号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** （平成二〇年五月一九日文部科学省告示第六四号）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成二十年度以降の補助金について適用する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第四条第一項第一号及び第三号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第十八条第一項の

規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十五年九月十二日よりも前である法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行った者又は法第十一条第一項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（法第二条第三項に規定する補助事業者等といい、新規程第四条第一項第一号又は第二号に該当する者を除く。）については、適用しない。

3 新規程第四条第一項第四号の規定は、平成十六年四月一日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。

4 新規程第四条第一項第二号及び第五号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十七年一月二十四日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

**附 則** （平成二二年一二月二八日文部科学省告示第一七七号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成二三年六月二日文部科学省告示第九三号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成二四年九月一二日文部科学省告示第一四三号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成二五年三月一三日文部科学省告示第三一号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

**附 則** （平成二八年三月三十一日文部科学省告示第七三号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第四条第四項の規定は、平成二十六年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

**附 則** （平成三〇年三月二七日文部科学省告示第五四号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

### (参考3)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領

（平成23年4月28日規程第19号）

改正 平成24年10月31日規程第21号  
改正 平成25年3月13日規程第3号  
改正 平成28年4月28日規程第50号  
改正 平成29年4月27日規程第12号  
改正 平成30年3月30日規程第4号  
改正 平成30年6月18日規程第66号  
改正 令和元年6月6日規程第16号  
改正 令和元年9月5日規程第19号  
改正 令和2年3月30日規程第4号

#### (通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）、振興会法第17条第2項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

#### (目的)

第2条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成23年4月28日文部科学大臣決定）第7条第7号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

#### (定義)

第3条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（基盤研究（B）、基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究（開拓）、挑戦的研究（萌芽）、若手研究（A）、若手研究（B）、若手研究、研究活動スタート支援）
- 二 特設分野研究基金
- 三 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B）、国際活動支援班、帰国発展研究）
- 四 特別研究促進費

2 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）第2条第1項に規定する研究機関及び同条第4項の規定によ

り研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって次の第一号から第四号に掲げるものと及び第五号に掲げるものをいう。

一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）

二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの

五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの

3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（助成金の交付の対象）

第4条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。

2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。

3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を1年間延長することができる（ただし、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる）。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

（助成金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。

一 法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う

事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間

- 三 法第2条第3項に規定する補助事業者等のうち交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間に当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
- 四 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降5年間
- 五 助成金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間に当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（以下「補助金取扱要領」という。）第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。
- 一 特定給付金の不正使用を行った者
  - 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
  - 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
  - 四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
  - 五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者
- 4 前条1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間に当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、助成金を交付しないものとする。

（助成金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

（計画調書）

- 第7条 助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）及び特別研究促進費を除く。以下次条から第9条までにおいて同じ。）の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。
- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。
- 3 国際共同研究加速基金（国際活動支援班）又は特別研究促進費の交付の申請をしようとする者

は、別に定めるところにより補助事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学省が公表する。

(交付予定額の通知)

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 振興会は、文部科学省からの通知により国際共同研究加速基金（国際活動支援班）又は特別研究促進費の助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

(配分審査等)

第9条 前条第1項により助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条各項の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと

三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 12 条 助成金の交付の申請をした者は、前条第 4 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

第 13 条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後 2 ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。

2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

第 15 条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 16 条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第 14 条第 2 項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(不正使用等があった場合の助成金の取扱い)

第 17 条 補助事業を遂行している者は、第 5 条の規定により自ら行う事業について助成金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。

(研究成果報告書)

第 18 条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項又は第 3 項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第 13 条第 1 項

又は補助金取扱要領第 18 条第 1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第 8 条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

#### (電子申請等)

第 19 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

- 2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 21 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

#### (電磁的記録)

第 20 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。

- 一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であって振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項
- 二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

#### (電磁的方法)

第 21 条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第 19 条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。

- 2 前項に定める方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない。

#### (帳簿関係書類等の整理)

第 22 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後 5 年間保管しておかなければならない。

#### (経理の調査)

第 23 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

#### (補助事業の状況の調査)



第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 25 条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 26 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

(その他)

第 27 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則（平成 23 年規程第 19 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則（平成 24 年規程第 21 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則（平成 25 年規程第 3 号）

1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。

2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 6 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則（平成 28 年規程第 50 号）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 8 月 24 日から適用する。

2 平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者に対する当該不正行為に係る改正後の取扱要領（以下「新取扱要領」という。）の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 平成 27 年度に限り、新取扱要領第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く。以下次条までにおいて同じ。）」とあるのは「国際共同研究加速基金を除く助成金」と、同条第 3 項中「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）」とあるのは「国際共同研究加速基金」とし、第 8 条中「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項及び第 3 項」と、「助成金」とあるのは「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く助成金」とする。

- 4 第3条第8項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年規程第19号）第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（平成29年規程第12号）

この規程は、平成29年4月27日から適用する。

附則（平成30年規程第4号）

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附則（平成30年規程第66号）

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和元年規程第16号）

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和元年規程第19号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則（令和2年規程第4号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条第4項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年規程第19号）第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

## 問合せ先等

### 1 この公募に関する問合せは、研究機関を通じて下記宛てに行ってください。

#### (1) 公募の内容に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課  
電話 03-3263-4927  
FAX 03-3263-9005

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び創立記念日（9月21日）を除く

#### (2) 科研費電子申請システムの利用に関すること：

##### ・コールセンター

電話 0120-556-739（フリーダイヤル）

受付時間 9：30～17：30

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

##### ・上記以外の電話

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 情報企画課  
電話 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

#### (3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

##### ・e-Rad ヘルプデスク

電話 0570-066-877（ナビダイヤル）

受付時間 9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合

電話 03-6631-0622

### <留意事項>

#### ①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

#### ②システムの利用可能時間帯

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトであらかじめお知らせします。

#### (4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること：

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

電話 03-6734-4111（内線：3827, 3862）

#### (5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室

電話 03-5253-4111（内線：3874, 3873, 4028）

#### (6) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話 03-5214-8491

#### (7) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局

電話 0564-59-5930, 5931

(8) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：

国立研究開発法人日本医療研究開発機構基盤研究事業部バイオバンク課  
電話 03-6870-2228

(9) 「researchmap」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構  
知識基盤情報部サービス支援センター (researchmap 担当)  
Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>  
電話 03-5214-8490 (受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00)

(10) 「安全保障貿易管理」に関すること：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課  
電話 03-3501-2800  
FAX 03-3501-0996

- 2 この公募要領に記載している内容は、日本学術振興会のホームページで御覧いただけます。  
また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ  
<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>